

熊本県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 趣旨

熊本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第38条の規定により、熊本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点となる熊本県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）を指定しています。

現在の指定期間が令和8年（2026年）3月末日で終了するため、令和8年（2026年）4月以降、県センターとして活動いただく団体を募集します。

【地球温暖化防止活動推進センター】

「地球温暖化防止活動推進センター」とは、熊本県内における地球温暖化防止に関する活動を支援する役割を担う能力と意欲を有する民間の団体を県が指定するものです。

センターは、熊本県内の地球温暖化防止に関わる様々な主体（環境活動団体、事業者、行政等）と連携し、広域的な普及啓発活動を推進していくことが期待されます。

2 指定団体数

1団体

3 県センターの業務内容

県センターの業務内容は、法第38条第2項及び第3項に規定する次の業務とします。

- (1) 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、熊本県地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。（法第38条第2項第1号関係）
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。（法第38条第2項第2号関係）
- (3) (2)の照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。（法第38条第2項第3号関係）
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、(3)の分析結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。（法第38条第2項第4号関係）
- (5) 法第21条の規定による地方公共団体実行計画の達成のために熊本県が行う施策に必要な協力すること。（法第38条第2項第5号関係）
- (6) (1)～(5)の事業に附帯する事業
- (7) 熊本市が法第38条第1項の規定により指定している地域地球温暖化防止活動推進センターの事業について連絡調整をすること。

4 応募資格

応募できる団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人（いざれも公益法人を含む。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次の各号の要件を全て満たすものとします。

- (1) 定款又は寄付行為の目的に、地球温暖化の防止に寄与する活動又は環境保全活動を行う旨が記載されていること。ただし、特定の地域や特定の住民等を対象とした活動は除く。
- (2) 令和8年（2026年）1月1日現在、県内における地球温暖化の防止に関する

事業、調査・研究等に関して法人として1年以上の活動歴があること。ただし、任意団体が法人化した場合は、任意団体の活動歴を含む。

- (3) 熊本県内に事務所を有し、熊本県内一円において、活動を行える体制を整えていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団でないこと及び暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと。
- (6) 特定の公職にある者（候補者）又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行う団体でないこと。
- (7) 指定後、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第6項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者を法第38条第2項第2号、第3号又は第6号（同項第2号又は第3号に附帯する事業にかかる部分に限る。）の規定による事業に従事させないこと。

5 県センターの指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの2年間とします。

6 募集期間

令和8年（2026年）2月13日（金）から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

7 申請書類

- (1) 熊本県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（様式1及び添付書類）
[添付書類]（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第6条）
 - ① 定款又は寄付行為（各団体の様式で可）
 - ② 登記事項証明書
 - ③ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - ④ 収支計算書又は正味財産増減計算書（直近の1年分）
 - ⑤ 貸借対照表（直近の1年分）
 - ⑥ 財産目録
- (2) 運営計画書（様式2）
県センターとして指定を受けた場合のセンターの運営計画について記載してください。
- (3) 活動実績書（様式3）
これまでに実施した温暖化対策に関する活動実績を記載してください（ただし、令和6年度（2024年度）以降に実施したものに限る。）。
- (4) 事業企画書（様式4）
県センターとして指定を受けた場合、令和8年度（2026年度）（1年間）に実施したいと考える事業について、事業概要、実施体制、事業費等を記載してください。
また、補足資料が必要な場合は、様式に添えて提出してください（様式は自由としますが、A4サイズに統一してください。）。
なお、事業企画書の作成に当たっては、①②に留意してください。
当該企画書は、県センターとして地球温暖化対策に関する普及啓発事業を立案し、実施する能力を審査するためのもので、最終的な県センターとしての事業は、当該企画案、国庫補助事業等財源その他の事情を考慮しながら、熊本県と協議の上、決定していくこととなります。

① 県センターの役割

県センターには、自ら広域的な地球温暖化防止活動を実施するほか、地域に密着して地球温暖化防止活動を実施する県内の環境活動団体、法に規定する地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員等の連携・交流等を活性化する事業を実施する役割が求められます。

また、熊本県の政策に寄与・連携する、市民・消費者の行動変容を促進させるような旧来の普及啓発に止まらない、より温室効果ガス排出削減に資する事業者向けの効果的な取組みを企画してください。

② 事業企画書の前提となる予算の設定（予定）

事業種別	設定内容
県センターへの県からの委託事業	3,360千円
県センターへの国からの補助事業	補助率1/2 ※温室効果ガスの削減量が大きく、かつ1t当たりの温室効果ガス削減にかかる費用対効果の大きい事業に重点をおき評価・採択される予定
上記以外の財源（自主財源等）による事業	上限はありませんが、申請団体の収入実績・見込に基づいて適切な額を設定してください。

※ 事業予算の目安として提示した金額は、県センターとして申請団体の企画能力等を公平に審査するために、便宜上設定したものです。

（5）確認書（様式5）

8 申請書類の提出部数

6部

9 申請書類の提出方法

申請書類は、熊本県環境生活部環境局環境立県推進課へ持参又は郵送してください。

なお、持参の場合の申請書類の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします（土、日、祝日は除く。）。

また、郵送の場合は、令和8年（2026年）2月27日（金）午後5時15分までの必着とします。

10 提出先・問合せ先

〒862-8570 熊本県中央区水前寺6-18-1

熊本県 環境生活部 環境局 環境立県推進課

ゼロカーボン企画班（県庁新館5階）

電話：096-333-2264 FAX：096-383-0314

電子メール：kankyourikken@pref.kumamoto.lg.jp

11 申請書類の取り扱いについて

（1）申請書類の作成、提出等にかかる費用は、申請団体が負担するものとします。

（2）申請書類は、県センターの指定団体を選考する以外の目的で使用しません。

（3）申請書類については、公平性・透明性の観点から、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき、公開することがあります。

（4）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮します。

（5）申請書類に不明点等がある場合、追加資料の提出を求めることがあります。

（6）虚偽の記載があった場合、申請書類は無効とします。また、団体指定後に虚偽の記

載が判明した場合、指定を取り消すことがあります。

(7) 申請書類については、返却しません。

12 指定団体の選考について

熊本県が設置する選考委員会において、県センターとしての適格性や事業の実施能力等について、評価・審査の上、県センターとして最もふさわしい団体を選考し、その選考結果を基に県が指定団体を決定します。

なお、選考委員会では、申請内容等に関するヒアリングを行いますので、団体代表者又は担当者の出席をお願いします。詳細については、申請団体宛てに別途連絡します。

13 選考基準

選考委員会において、各選考委員が、「14 の評価項目及び配点」に従い採点を行います。

総点数の7割以上を獲得した団体が選考対象となり、7割以上の団体が複数ある場合は、より高い得点を獲得した団体を指定予定団体として選考します。ただし、同点の場合は、選考委員の協議によって選考します。

14 評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点	
①団体の実施体制・能力	事業を遂行するための人的・運営体制	<ul style="list-style-type: none">○県センター業務を安定して行う人的体制がとれるか○理事会等の運営組織があり、経営責任の所在は明確か○経理・会計処理能力や報告書作成などの事務処理能力を有しているか	15
	事業を遂行するための財政力、基盤整備	<ul style="list-style-type: none">○事業を実施できる財政力があるか○事務所は、業務を行うのに支障はないか	10
②県センターとしての適格性	温暖化対策に関する考え方や熱意	<ul style="list-style-type: none">○温暖化対策の重要性を認識し、最新の情報、国・熊本県の動向等に関する十分な知識を持ち合わせているか○法の趣旨や県センターの役割を十分に認識しているか○主体性を持って熊本県内の温暖化防止活動をリードしていく意思があるか	10
	温暖化対策に関連した活動実績	<ul style="list-style-type: none">○地球温暖化対策に関連した活動実績は十分か○住民、事業者、環境団体等と連携した活動実績があるか	10
③事業の企画内容	企画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">○県センターとして期待される役割を理解し、広域的視点、先見性や住民からのニーズが事業企画に反映されているか	15
	企画の具体性	<ul style="list-style-type: none">○提案された事業は規模が適正で、具体性・実現可能性があり効果が見込めるか	15
	広報企画力	<ul style="list-style-type: none">○住民・事業者に訴求力のある普及啓発・広報企画が盛り込まれているか	15
	協働の視点	<ul style="list-style-type: none">○熊本県内の環境活動団体、地域協議会、推進員、住民等との連携・交流等の活性化が図られる内容が盛り込まれているか	10
合計		100	

15 選考結果の通知

選考結果については、申請団体全てに書面で通知します。

16 熊本県知事への報告等

県センターは、施行規則第9条の規定に基づき、県センターとして行う全ての事業について、毎年度事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後3か月以内に事業報告書及び収支決算書を提出するものとします。

17 活動経費

県センターとしての活動に要する経費は、指定を受けた団体が負担することとなります。

ただし、指定を受けた団体が、県センターとして地球温暖化防止活動に関する広報・啓発業務等を実施する場合、国や熊本県等から補助金や委託費等が支払われる場合があります。